

実施事業ごとの実績及び点検・評価一覧

基本目標3 就学前の子どもの教育・保育の充実

【施策の方向1】 就学前の子どもの教育・保育の提供体制の確保と充実

【施策の方向2】 多様なニーズに対応した保育サービスの実施

【施策の方向3】 乳幼児期から就学期への移行支援

☆:子ども子育て支援法により、量の見込み、確保の内容及びその実施時期を定める必要がある事業

施策の方向	番号	量の見込み	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和3年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
1. 就学前の子どもの教育・保育の提供体制の確保と充実	1	☆		就学前の子どもの教育・保育の提供体制の確保	就学前の子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、市内の既存の幼稚園、保育園、認定こども園、家庭的保育事業及び東京都の認証保育所事業により提供体制を確保していきます。	子育て支援課		*家庭的保育者1か所廃止 *令和3年度定員1,259人(△3人) (内訳) 0歳110人(△1人) 1歳190人(△1人) 2歳230人(△1人) 3~5歳729人	○	将来的な保育需要を見定め、計画的に適正な教育・保育の提供体制を確保していく。	見直し
	2			評価による質改善	幼稚園、保育園、認定こども園等が、教育・保育の質の確保及び向上を図るため、自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じて運営改善に取り組むことができるよう、必要な指導、助言や支援を行います。	子育て支援課		*第三者評価、利用者調査の実施 私立保育園2園	○	各保育園の評価結果を公表することにより、保護者が施設を選択する際の目安とするとともに、評価や調査の結果を活かし、保育サービスの質の確保・向上を図るよう必要に応じて指導を行い、第三者評価の受診を促していく。	継続
	3			教育・保育の一体的提供	幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等にかかわらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設である認定こども園について、既存の幼稚園、保育園等からの移行に際し、適切な情報提供や相談への対応などの支援を行います。	子育て支援課		*情報提供の実施	○	認定こども園に関する情報提供を行い、各園の意向を把握し、相談等に適切に対応していく。	継続
	4			教育・保育施設への指導検査	特定教育・保育施設に対し、適正な運営及びサービスの質の確保を図ることを目的に指導検査を行います。	社会福祉課	子育て支援課	*認可保育所への指導検査の実施 ・市が実施する指導検査 2園 ・東京都が実施する指導検査(市立会い) なし	○	引き続き、東京都が実施する指導検査(合同検査)や市が実施する指導検査を通じ、保育の維持・向上を図っていく。	継続
	5			保育の質の向上のための支援	保育人材の確保、保育士の業務負担の軽減を図ることにより、保育環境の充実、保育・幼児教育の質の更なる向上を図ります。	子育て支援課		*保育従事者宿舍借り上げ支援事業の実施	○	引き続き、保育人材の確保、定着及び離職防止を図り、保育の質の向上に向けた支援に取り組んでいく。	継続
	6			地域型保育事業との連携支援	地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業者を除く)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、卒園後も継続して教育・保育が提供されるよう、連携協力先となる幼稚園、保育園、認定こども園を確保しなければならないことから、必要に応じて市が支援します。	子育て支援課		*地域型保育事業者に対する補助、連携施設となる認可保育園との委託契約の実施	○	今後も地域型保育事業者が安定的、継続的な事業運営が行うことができるよう、適切に対応していく。	継続
	7			教育・保育施設の災害発生時における対応方法の取り決め	地震、台風、大雪等の災害発生時における休園の基準、事業継続のための相互応援体制など、事業者と市が連携・協力して対応方法を取り決めます。	子育て支援課	防災安全課	*風水害等発生時の臨時休園等の実施基準の策定 *利用者に対する周知	○	今後も状況に応じて基準の改訂を検討しつつ、相互応援体制の確立に取り組んでいく。	継続
2. 多様なニーズに対応した保育サービスの実施	1			統合保育の推進	障害のある子どもの保育にあたっては、保健センター、医療機関や療育機関等と連携し、集団保育の中で子どもの状況に応じた保育を実施するとともに、障害のある子どもとない子どもが、日常の保育を通し、お互いの理解を深めながらともに育つことができるよう、統合保育の推進に努めます。また、施設に対し、職員のスキルアップのための講座や研修会、先進事例などの情報提供を積極的に行い、各施設における保育の質の更なる向上のための取組みを支援します。	子育て支援課	障害福祉課 子育て相談課	*各園からの要請に応じ、関係機関からの助言による適切な保育の実施 *保育施設への医療的ケア児受入れガイドラインに基づく医療的ケア児の受け入れの実施 私立保育園 2園 *令和4年度入所希望児童について、受入れ先施設や各支援機関との情報共有に基づく受入れ体制の確立	○	ガイドラインに基づく医療的ケア児の保育施設への受入れ、保育施設への財政支援や施設間での受け入れ方法の情報共有等を行い、保育サービスの充実を図る。また、庁内の関係部署で情報交換、連携により、医療的ケア児への支援の充実について検討していく。	継続
	2			家庭的保育事業	保護者の就労や疾病などにより、保育が必要となる3歳未満の乳幼児を対象に、必要な資格を有する家庭的保育者の自宅等において家庭的な保育を実施します。	子育て支援課		*家庭的保育者への補助金の交付、認可保育園との連携支援 ・家庭的保育者:2人 ・延利用者数:85人	○	引き続き、家庭的保育事業の安定的、継続的な事業運営を支援していく。	継続

施策の方向	番号	量の見込	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和3年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	3			認証保育所事業	多様化する保育ニーズに対して、民間事業者が行う既存の認証保育所事業を支援します。	子育て支援課		*認証保育所への運営費等の補助金の交付	○	多様化する保育ニーズに対応するため、引き続き、認証保育所事業を支援していく。	継続
	4	☆		時間外保育事業(延長保育事業)	就労形態の多様化や通勤時間の長い保護者のニーズに対応するため、保育認定された時間区分を超えて行う時間外保育について、市内の認可保育園12園、認定こども園1園が実施する事業に助成することにより、必要量を確保していきます。	子育て支援課		*時間外保育実施施設に対する補助金の交付 ・1時間延長施設数:10施設 ・2時間延長施設数:3施設 ・月平均利用者数:107人	○	保護者の多様な働き方に対応し、子育て及び就労の両立支援を図るため、引き続き、各施設の事業実施について支援していく。	見直し
	5	☆		子育て短期支援事業(乳幼児ショートステイ事業)	保護者の疾病、出産、看護、冠婚葬祭、育児疲れなどで、小学校就学前までの子どもを一時的に保育できないときに、原則として7日以内の期間、子どもを預かります。現在、羽村市を含む西多摩地域の4市2町が連携し、同一の内容で、乳児院・児童養護施設に委託して実施しています。	子育て相談課		*子育て短期支援事業 利用日数:11日 *利用事由:リフレッシュ1日、仕事2日、その他5日、緊急3日 *減免日数:3日(緊急利用により、3日分7,000円の減免を実施)	○	一時的に養育が困難となった家庭の支援、育児疲れや育児不安の大きい保護者の育児負担の軽減を図った。 アレルギー児や学齢期の児の受け入れについては課題であり、今後も4市2町の協議会で取り組んでいく。	見直し
	6	☆		一時預かり事業	保護者の育児疲れの解消、短時間労働、急病、冠婚葬祭などの理由により、緊急または一時的に保育が必要となる場合に、認可保育園や認定こども園などで一時預かり保育事業を実施しています。幼稚園では、通常の教育時間の前後などに、保護者の要請等に応じて、希望者を対象に預かる保育事業を実施しています。	子育て支援課		*実施施設数:認可保育園4園、認定こども園3園、認証保育所1園 ・延利用者数:831人	○	保護者の育児負担の軽減や子育て及び就労の両立支援を図るため、引き続き、事業を実施する。	見直し
	7	☆		病児保育事業(病児・病後児保育事業)	子どもが病氣中または病氣の回復期にあって、集団保育が困難な場合に、保育園、医療機関等に併設された専用スペースで保育を行う事業です。現在、病氣の回復期にある子どもの保育(病後児保育)は、市内認可保育園1園で、病氣中の子どもの保育(病児保育)は、医療機関併設の専用スペース1か所で行っています。	子育て支援課		*病児保育事業の実施 小児科併設施設 1施設 *病後児保育事業の実施 認可保育園 1園 ・病児保育延利用者数:147人 ・病後児保育延利用者数:55人	○	保護者の育児負担の軽減や子育て及び就労の両立支援を図るため、引き続き、事業を実施する。	見直し
	8			休日保育事業	認可保育園等を利用している子どもの保護者が、日曜日及び祝日に就労等により家庭での保育が困難な場合に、保育を実施します。	子育て支援課		*休日保育の実施 認可保育園1園 ・延利用者数:317人	○	保護者の多様な働き方に対応し、子育て及び就労の両立支援を図るため、引き続き、事業を実施する。	継続
	9			年末保育事業	12月29日、30日に保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、保育を実施します。	子育て支援課		*年末保育の実施 認可保育園4園、認証保育所1園 ・利用者数:42人	○	年末に保育が必要な家庭のニーズに対応するため、引き続き、事業を実施する。	継続
	10			定期利用保育事業	パートタイム勤務、短時間労働など、保護者のさまざまな就労形態に伴う保育需要に対応するため、一定程度継続的な保育を実施します。	子育て支援課		*定期利用保育事業の実施 認可保育園4園、認定こども園2園、認証保育所1園 ・延利用者数:2,051人	○	多様な保育需要に対応したサービスを提供することで、子育て及び就労の両立支援を図るため、引き続き、事業を実施する。	継続
3. 乳幼児期から就学期への移行支援	1			幼稚園・保育園等への定期巡回相談	臨床心理士等の専門職が、幼稚園・保育園等を巡回し、発達に支援を要する子どもに関して、幼稚園教諭や保育士に助言や支援を行い、子どもの個性や成長を促すことを大切に、切れ目のない発達支援体制を目指します。	子育て相談課		*市内幼稚園・保育園等巡回相談事業の実施 ・施設数:23ヶ所 ・合計訪問件数:79件 ・延相談件数:168件	○	引き続き、臨床心理士等の専門職が観察や助言等を幼稚園・保育園等に対し行うことで、発達に支援を要する子どもの成長を見守る体制づくりに努めていく。	継続
	2			発達障害に関する啓発講演会	発達に支援を要する子どもたちが地域で暮らしていくために、その特性や対応の仕方などについて、講演会を実施し、広く普及啓発を行います。	子育て相談課	障害福祉課 健康課 子育て支援課 学校教育課 教育支援課 教育相談室	*啓発講演会の実施 「支援が必要な子どもを共に育てる／別に育てる」～子どもたちの共生社会をめざして～をテーマとした講演をYouTube「羽村市公式動画」で配信 講師:五月女 友美子 氏(公立福生病院小児科医師) 視聴回数:190回	○	引き続き、発達支援に対する理解と対応方法などの普及啓発のため、感染予防に留意しながら実施していく。	継続
	3			幼稚園・保育園・小学校連携推進懇談会の運営	幼稚園・保育園と小学校の円滑な接続のため、連携推進懇談会による子どもたちを取り巻く現状把握、情報交換を行うとともに、相互の交流機会の促進を図るなど、つながりを意識した取り組みを行います。	子育て支援課	子育て相談課 学校教育課 教育支援課	*懇談会:1回(書面開催) *部会:2回(書面、動画視聴) (交流事業は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)	△	開催方法を工夫するなどして、今後も幼稚園・保育園・小学校の連携が図れるような、つながりを意識した取り組みを検討していく。	継続